- 1 昭和五七年(ワ)第一四六七五号事件被告グリーン開発株式会社は、同事件原告aに対して金三九八万円、同事件原告bに対して金三一〇万円及びこれらの金員 に対する昭和五七年二月一六日から支払ずみに至るまで年五分の割合による金員を 支払え。
- 2 昭和五八年(ワ)第六五三九号事件被告グリーン開発株式会社は、同事件原告 cに対して金四〇万円及びこれに対する昭和五八年五月一日から支払ずみに至るま で年五分の割合による金員を支払え。
- 昭和五八年(ワ)第八三〇九号反訴事件原告グリーン開発株式会社の同事件被 告aに対する反訴請求を棄却する。
- 訴訟費用は、各事件ともに昭和五七年(ワ)第一四六七五号事件及び昭和五八 年(ワ)第六五三九号事件の被告で、昭和五八年(ワ)第八三〇九号反訴事件の原 告であるグリーン開発株式会社の負担とする。
- この判決は、主文第一項及び第二項に限り、仮に執行することができる。

事 実

(当事者の略称について)

以下においては、昭和五七年(ワ)第一四六七五号事件原告、昭和五八年(ワ) 第八三〇九号反訴事件被告のaを「原告a」と、昭和五七年(ワ)第一四六七五号事件原告のbを「原告b」と、昭和五八年(ワ)第六五三九号事件原告のcを「原告c」と、昭和五八年(ワ)第一四六七五号事件被告、昭和五八年(ワ)第六五三 九号事件被告、昭和五八年(ワ)第八三〇九号反訴事件原告のグリーン開発株式会 社を「被告会社」という。

第一 当事者の求める裁判

(昭和五七年(ワ)第一四六七号事件につき)

原告a及び原告b

主文第一項及び第四項と同旨の判決及び仮執行の宣言を求める。

- 被告会社 原告a及び原告bの請求を棄却する。 1
- 訴訟費用は原告a及び原告bの負担とする。

との判決を求める。

(昭和五八年(ワ)第六五三九号事件につき)

原告 c

主文第二項及び第四項と同旨の判決及び仮執行の宣言を求める。

- 被告会社
- 原告cの請求を棄却する。
- 訴訟費用は原告cの負担とする。

との判決を求める。

(昭和五八年(ワ)第八三〇九号反訴事件につき)

- 被告会社(反訴原告)
- 1 原告aは、被告会社に対して、金二〇〇万円及びこれに対する昭和五六年一二月三一日から支払ずみに至るまで年五分の割合による金員を支払え。
- 反訴訴訟費用は原告aの負担とする。
- との判決及び仮執行の宣言を求める。
- 原告a(反訴被告)

主文第三項及び第四項と同旨の判決を求める。

当事者の主張

(昭和五七年(ワ)第一四六七五事件)

- 請求の原因
- 被告会社は不動産の売買仲介等を目的とする株式会社である。
- 原告a及び同bは、昭和四四年三月二一日被告会社に入社し、昭和五六年七月 二〇日退職した。
- 退職金請求について
- 被告会社の就業規則及び退職手当金規程によると、従業員が二年以上勤務 して退職した場合には、退職時の給与の基本給の月額に、勤続年数(一年未満の端 数は切捨て)から一年を控除した年数に対応する数を乗じた金額の退職手当金(以

下「退職金」という。)を支払うこととされていた。 (二) 原告aは、退職時の基本給として一か月金一八万円、同bは、退職時の基本給として一か月金一〇万円の支給を受けていた。

よつて、原告aは、右基本給の一一か月分の金一九八万円、原告bは、右 (三) 基本給の一一か月分の金一一〇万円の退職金請求権を有する。

4 出資金払戻請求について

(一) 被告会社は、昭和四八年、そのいわゆる子会社として、宿泊施設、レストラン等の経営を目的としたリゾートインズ株式会社(以下「訴外会社」という。) を設立し、被告会社代表者のdがその代表者に就任した。

被告会社代表者dは、訴外会社の設立に際し、当時の被告会社の役員や従 業員に訴外会社に対し出資をして株式の引受けをするよう求め、出資者に対し、出 資者が被告会社を退職する際には、被告会社がその株式を出資金額で買い取る旨を 約した。

原告a及び同bは、そのころ、被告会社代表者dの求めにより、各自金二 (Ξ) 〇〇万円を出資して、訴外会社の株式各四〇〇〇株を引き受けた。

また、被告会社代表者dは、昭和五六年四月、原告a及び同bに対し、右 出資金の払戻しを約束した。

よつて、原告a及び同bは、前記(二)の約束又は(四)の約束に基づ き、右出資金各二〇〇万円の返還請求をする権利を有する。

5 原告a及び同bは、被告会社に対して、昭和五七年二月一二日に到達した内容 証明郵便により、右書面到達後三日以内に右の退職金及び出資金を返還することを 求めた。

よつて、被告会社に対して、原告aは、退職金一九八万円及び出資金二〇〇万 円合計金三九八万円、原告bは、退職金一一〇万円及び出資金二〇〇万円合計金三一〇万円並びにこれらの金員に対する昭和五七年二月一六日から支払ずみに至るま で民事法定利率年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。 被告会社の答弁

請求原因第1、2項の事実は認める。同第3項(一) ニ)の事実は認める。 同(三)の事実は否認する。同第4項のうち、(一)及び(三)の事実は認めるが、その余の事実は否認する。同第5項の事実は認める。 被告会社の抗弁

原告a及び原告bに対する抗弁

被告会社と原告a及び原告bとは、昭和五六年四月二一日、右原告両名の 退職による退職金の支払及び訴外会社の株式の買取りについて、次のような合意を

①原告両名及び訴外 e は、昭和五六年七月二〇日までの間被告会社大宮出張所にお いて営業を継続し、右三名が連帯して、被告会社に対し右期日までの間に、同年二月度分として計上の三井ホーム取次手数料三件の内一三〇万円を補充入金すること、三月度分一五〇〇万円を入金すること、四月度二〇〇〇万円、五月度五〇〇万 円、六月度五〇〇万円、七月度五〇〇万円、一二月度二二八万七八〇〇円をそれぞれ補充入金すること。②原告両名及び訴外 e は、残務の整理として、将来被告会社に不利益な事態を招くと予想される残務がある場合に、相互にこれを指摘し合い、 同年七月二〇日までに整理を完了すること。③原告両名の退職金の支払については、原告aは金一九八万円、原告bは金一一〇万円とし、前記①が達成すると同時に支払うこと(①の達成とは、売買又は仲介取引が実効契約として確定することを いう。)。④訴外会社の株式を被告会社が原告両名から買い取るのは、原告両名及 び訴外 e が右株式買取りのための簿外資金を捻出し、かつ右②の残務整理を完了し

ところが、原告両名及び訴外 e は、右の①及び②の義務を履行しない。よ つて、被告会社は、退職金及び訴外会社の株式の買取金を支払う義務はない。 2 原告 a に対する相殺の抗弁

原告両名及び訴外eは、近代都市計画株式会社を設立し、不動産業を営ん <u>た。</u>

近代都市計画株式会社は、昭和五六年一〇月三〇日、被告会社を売主、訴 外 f を買主とする埼玉県蓮田市<以下略>内の田及び畑一三九・ハニ平方メートル についての代金一一〇〇万円の売買契約の仲介をした。原告aは、この仲介につ き、近代都市計画株式会社の担当者であつたが、同年一二月三〇日ころ買主である f から代金の一部として金七〇〇万円を受領したのにかかわらず、その内金五〇万

円を近代都市計画株式会社の仲介手数料として控除し、その内金二五二万円を被告会社に交付したのみで、残額三九八万円は、原告aが本件で請求している退職金一九八万円及び出資金払戻請求権金二〇〇万円合計金三九八万円の弁済に充当するとして、被告会社へ交付せず、これを着服横領した。

(三) よつて、被告会社は、原告 a に対して右の金三九八万円につき損害賠償請求権を有するので、原告 a の訴訟代理人の在廷する本件第二回口頭弁論期日において、原告 a の本訴請求債権と対等額で相殺する旨の意思表示をした。

3 原告 b の退職金請求についての抗弁

原告りは在職中次のような不正行為により被告会社に損害を与えたが、これは懲戒解雇理由にも該当するものであつて、このような場合には退職金請求権は発生しない。

- (一) 原告 b は、昭和五三年二月二〇日、被告会社の担当者として、訴外 g に対し、被告会社の業務用地を代金三〇〇万円で売り渡す旨の売買契約を締結した。しかし、右土地は顧客に売却することのできない業務用地であつたため、右売買契約が解除された。ところが、原告 b は、被告会社から g に対し返還すべきものとして受領した右代金三〇〇万円を g に支払わなかつた。
- (二) 原告 b は、被告会社の担当者として、訴外 h こと i との間に、被告会社が経営するテニスクラブ場の宿泊施設を利用する権利(預託金制宿泊権。 L K C と略称。)を二〇〇万円で売り渡し、その代金を受領したのにかかわらず、これを被告会社へ入金しなかつた。
- (三) 原告 b は、退職に際し、右(一)、(二)の事実についての残務処理をせず、退職後に右の事実が判明し、被告会社は損害を蒙つた。これらの事実は懲戒解雇の理由に該当するものであつて、退職金の請求権は発生しない場合に該当する。四 抗弁に対する原告 a 及び同 b の答弁
- 1 抗弁第1項について
- (一) 原告 a 及び同 b と被告会社とが、被告会社が抗弁第 1 項(一)で主張する合意が記載された書面(乙第二号証)を作成したことは認める。しかし、右書面作成の趣旨は次のとおりである。

原告両名は、昭和五六年四月ころ、被告会社に対し宅地建物取引業法に基づく建設省の聴聞手続が行われる旨の公示がされ、被告会社代表者も不動産部門の閉鎖もやむなしとの言明を行うなどの状況のもとで、早急に退職して再出発をするため、退職金の支払及び出資金の返還請求をしたところ、被告会社代表者から、退職時までに資金を捻出してほしいとの要望が出され、乙第二号証記載の内容の提案がされたので、原告両名は、右提案のうち退職金支払にかかる業務(被告会社の主張①)の達成は不可能であろうことは明らかであつたが、退職時まで営業に努力し、退職金の資金を作ることには異論がなかつたので、努力目標として右提案に応じた。退職金の支払につき従業員の営業成績を条件にする合意は無効である。

更に、出資金の払戻しについて簿外資金の捻出を条件としているが、これも違法 行為を条件とするもので無効である。

一次に残務整理を条件とすることは違法とはいえないが、この条件の趣旨は不明確 であつて、条件とはなりえない。

(二) 抗弁第1項(二)の主張は争う。

2 抗弁第2項について

抗弁第2項(一)の事実は認める。同(二)の事実のうち、近代都市計画株式会社が被告会社とfとの間の被告会社主張のような売買契約の仲介をし、昭和四六年一二月三〇日ころfから代金の一部として金七〇〇万円を受領したことその内金三九八万円を被告会社へ支払つていないことは認めるが、その余の事実は否認する。右三九八万円は近代都市計画株式会社の被告会社に対する預り金又は売買代金残額の未払分にすぎず、原告a個人が取得したものではない。 3 抗弁第3項について

- (一) 抗弁第3項(一)の事実中原告 b が被告会社のために被告会社主張の売買契約を締結したこと、その後右売買契約が解除されたことは認めるが、その余の事実は否認する。原告 b は被告会社から g に返還すべきものとして金三〇〇万円を受領したことはない。
 - (二) 抗弁第3項(二)及び(三)の事実は否認する。

(昭和五八年(ワ)第六五三九号事件)

- ー 請求の原因
- 1 被告会社は不動産の売買仲介等を目的とする株式会社である。

- 2 原告 c は、昭和五二年四月一日被告会社に入社し、昭和五七年一一月退職した。
- 3 被告会社の就業規則及び退職手当金規程によると、従業員が二年以上勤務して 退職した場合には、退職時の給与の基本給の月額に勤続年数(一年未満の端数は切 捨て)から一年を控除した数に対応する月数を乗じた金額の退職金を支払うことと されていた。
- 4 原告 c の退職時の基本給は一〇万円であつた。
- 5 よつて、原告cは、被告会社に対して、退職金四〇万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である昭和五八年五月一日から支払ずみに至るまで年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。
- 二 請求原因に対する被告会社の答弁及び抗弁
- 1 請求原因第1項から第4項までの事実は認める。
- 2 (一) 被告会社の退職手当金規程第七条第三項には、「懲戒解雇に準ずる理由で退職する場合には、退職手当金を減額することができる。」との定めがある。 (二) 原告 c は被告会社に在職中次のような就業規則に違反する行為があつた。
- (二) 原告 c は被告会社に在職中次のような就業規則に違反する行為があつた。 (1) 原告 c は、昭和五四年二月一九日に、被告会社の担当者として、訴外 j と の間に、栃木県那須郡〈以下略〉の内山林九九平方メートルを被告会社が j に金一 五〇万円で売り渡す旨の売買契約を締結し、そのころ代金を受領した。ところが、 原告 c は、右売買契約にあたつて、顧客に対し宅地建物取引業法により買主に交付 すべきものとされている物件説明書、地形図(実測図)を交付しなかつたため、 j から監督官庁に申出があり、監督官庁の指導により被告会社は j との売買契約を合 意解除し、代金一五〇万円に二〇万円を付加して、同年一〇月一六日に j に支払つ た。これにより、被告会社は金二〇万円の損害を受けた。
- (2) 原告 c は、被告会社の担当者として、被告会社が経営するテニスクラブ場の宿泊施設を利用する権利(預託金制宿泊権。LKCと略称。)を訴外 h こと i に代金二○○万円で販売し、その代金を受領しながら、これを被告会社に入金しない。
- (3) 原告 c は、昭和五七年二月二一日、被告会社が経営するテニスクラブの運営に関して不満を持つ訴外 k と共謀して、特定の顧客を集めて、被告会社に対する不満分子の結束を策謀した。
- (三) 以上のような理由は懲戒解雇の理由となる。よつて、前記退職手当金規程第七条第三項にいう懲戒解雇に準ずる理由で退職する場合に該当するから、退職金を三〇万円減額し、一〇万円とするのが相当である。
- 三 抗弁に対する原告 c の答弁 抗弁(二)(1)の事実中、原告が担当者として j と売買契約のための業務を行 つたことは認めるが、その余の事実は否認する。被告会社が j に売却した物件は、 被告会社の所有するグリーンウツドテニスランチの施設の一部であるが、被告会社 代表者 d は、 j に対して移転登記をしようとしなかつたため、 j が建設省に不服申 立てをし、建設省の行政指導によつて、売買代金と損害金を同人に支払つたもので あり、原告 c に責任はない。

抗弁(二)(2)の事実中、原告cがhにLKCの販売をしたことは認めるが、 その余の事実は否認する。原告cは売買代金二〇〇万円を被告会社に入金ずみである。

抗弁(二)(3)の事実中、原告cがkの主催する会合に出席したことは認めるが、その余の事実は否認する。すなわち、被告会社は昭和四九年ころより那須における別荘地のテニスコート、ホテル等の会員制クラブを建設し、預託金制宿泊権を販売してきた。ところが、近年その預託金の返還時期が到来し、顧客から返還請求がされたが、被告会社はこれを返還しようとしない。そこで、顧客から販売を担当した社員に対して苦情が申し立てられるようになつた。kは原告cの担当した顧客であるが、原告cに対して返還しない理由の説明を求めてきたため、原告cは、kの求めに応じて集会に出席して、被告会社代表者dの代りに説明をしたものであって、アイスのよりに対して、

(昭和五八年(ワ)第八三〇九号反訴事件)

ー 反訴請求の原因

1 昭和五七年(ワ)第一四六七五号事件(以下この項において「本訴事件」という。)における「三被告会社の抗弁」の「2原告aに対する相殺の抗弁」欄の (二)に記載したとおり、原告aは、被告会社へ交付すべき売買代金三九八万円 を、本訴事件で原告aが請求している退職金一九八万円及び出資金払戻請求権金二

- ○○万円の弁済に充当するとして、被告会社へ交付せず着服した。 2 しかし、本訴事件において被告会社が主張したとおり、被告会社は原告 a に対 して金二〇〇万円の出資金払戻義務を負つていないから、原告aの行為は違法で許 されず、不法行為となるとともに、原告aは法律上の原因なく、金二〇〇万円を利 得したものである。
- 3 よつて、被告会社は、原告に対して、不法行為による損害賠償請求又は不当利得の返還請求として、右の金二〇〇万円及びこれに対する着服の翌日である昭和五六年一二月三一日から支払ずみに至るまで民事法定利率年五分の割合による遅延損 害金の支払を求める。

反訴請求の原因に対する原告aの答弁

本訴における「四抗弁に対する原告 a 及び同 b の答弁」の「2 抗弁第2項につい て」欄に記載のとおり、被告会社が反訴において支払を求めている金二〇〇万円を 含む金三九八万円は近代都市計画株式会社の被告会社に対する預り金又は売買代金 残額の未払分にすぎず、原告aが取得したものではない。 第三 証拠(省略)

玾 由

昭和五七年(ワ)第一四六七五号事件について

原告a及び同bの退職金請求について

1 被告会社が不動産の売買仲介等を目的とする株式会社であること、原告 a 及び同 b が昭和四四年三月二一日被告会社に入社し、昭和五六年七月二〇日退職したこと、被告会社の就業規則及び退職手当金規程によると、従業員が二年以上勤務して 退職した場合には退職時の給与の基本給の月額に、勤続年数(一年未満の端数は切捨て)から一年を控除した数に対応する月数を乗じた金額の退職金を支払うことと されていたこと、退職時の基本給として、原告aは一か月金一八万円、同bは一か月金一〇万円の支給を受けていたことは、いずれも当事者間に争いがない。 そうすると、右の退職手当金規程による退職金の額は、原告aが金一九八万円、

原告 b が金一一〇万円となることは、計算上明らかである。 2 そこで、被告会社の抗弁について判断するが、被告会社は、まず、昭和五六年四月二一日の右原告両名と被告会社との間の合意に基づいて、退職金の支払のため の条件が達成されていないから、被告会社には退職金の支払義務はないと主張す

いずれも成立に争いのない甲第一号証、乙第二号証、第一〇号証、第一五、 六号証、原本の存在及び成立に争いのない甲第六号証に、証人eの証言、原告a及 び同 b 各本人尋問の結果並びに被告会社代表者尋問の結果(ただし、後記の信用しない部分を除く。)を総合すれば、次の事実を認めることができ、この認定に反する被告代表者尋問の結果の一部は信用することができず、他にこの認定に反する証 拠はない。

被告会社は、昭和四一年に設立され、別荘地の開発と分譲販売や不動産の売買仲 介を業とし、最盛期の昭和四八年ころには従業員が約五〇〇人にもなつたが、その 後業績不振となって規模を縮小し、昭和五六年始めころには従業員の数も二十数名となった。同年二月には、建設省において被告会社に対し宅地建物取引業法六九条一項の規定に基づく聴聞が行われることとなり、被告会社の内部においては、聴聞 の結果いかんによっては、宅地建物取引業を営むことができなくなるのではないかとの不安を持つ向きもあった。このようなことから、被告会社代表者は、被告会 社の大宮出張所の従業員に新会社を設立させて、大宮出張所を分離独立させること を考え、 e や原告両名らに被告会社を退職して新会社へ移ることをすすめた。 e や 原告両名らも被告会社の前途に不安を抱いていたこともあって、dのすすめに従っ て被告会社を退職することを決意した。ただ、eや原告両名らは、退職に際しての 退職金の支払や訴外会社の株式の買取りについてdに確認したところ、dは被告会 社には支払うべき金がないので、eや原告両名らが退職までの間に営業活動により 退職金等に充てるべき資金を捻出した場合にはこれを支払う旨を約し、更に事務の 引継ぎ、残務の整理等をも含めて書面を作成することを求めた。 e 及び原告両名は 当初はそのような書面の作成に難色を示し、特に退職までの間に一定の営業成績を 上げるとの条項については、事実上達成不可能であると考えたけれども、以前に被 告会社を退職した幹部社員の場合にその退職金の支払や訴外会社の株式の買取りが 難航したことを見聞していたので、退職金の支払義務や右株式の買取りの義務が確

以上認定の事実によると、原告両名の退職金の支払は、原告両名及び e が昭和五六年四月二一日付合意書中の(イ)の項に記載された営業成績を達成することを条件としているものと認められる。

よつて、この点についての被告会社の抗弁は理由がない。 次に、被告会社の原告。に対する相殺の境争については

4 また、被告会社は原告 b について、同原告は在職中不正行為により被告会社に 損害を与えたが、これは懲戒解雇理由にも該当するので、退職金請求権は発生しな いと主張する。

成立に争いのない。 一、懲戒解雇のと、、はは支給と、 による者にはない。 ・当と規定でといい。 ・一、懲戒解雇のとは、、ののとは、、前うでといい。 ・一、懲戒解雇にしてがとのでは、、ののとは、、ののとは、、ののとは、、ののとは、、ののとは、のののとは、ののとは、、ののでは、、ののは、、のの

よつて、この点について被告会社の抗弁も理由がない。

5 よつて、被告会社の抗弁はすべて理由がないから、被告会社は、原告 a に対し金一九八万円、原告 b に対し金一一〇万円の退職金及びこれらに対する支払請求書到達の日であることが争いのない昭和五七年二月一二日の後である同年二月一六日から支払ずみに至るまで民事法定利率年五分の割合による遅延損害金の支払をすべき義務がある。

二 原告a及び同bの出資金返還請求について

1 被告会社が昭和四八年そのいわゆる子会社として訴外会社を設立し、被告会社代表者のdがその代表者に就任したこと、原告a及び同bがそのころ被告会社代表者dの求めにより各自金二〇〇万円を出資して訴外会社の株式各四〇〇〇株を引き受けたこと、右原告両名が昭和五六年七月二〇日被告会社を退職したことは、当事者間に争いがない。

2 原告 a 及び同 b は、被告会社代表者 d は、訴外会社の設立に際し、出資者に対して出資者が被告会社を退職する際には被告会社がその株式を出資金額で買い取る旨を約したと主張する。

原本の存在及び成立に争いのない甲第一九、第二〇号証、いずれも成立に争いのない甲第九号証から第一四号証までの各二、乙第二号証、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる甲第九号証から第一四号証までの各一に、証人 e の証言、原告 a 、同 b 各本人尋問の結果及び被告会社代表者尋問の結果(ただし、後記の一部信用できない部分を除く。)を総合すると、次の事実を認めることができ、この認定に反する被告会社代表者尋問の結果の一部は信用できず、他にこの認定を覆すに足りる証拠はない。

るまでに簿外資金を捻出することを条件に訴外会社の株式の買取りに応ずることを提案し、原告a、同b及びeもこれに応じ、その旨の書面(乙第二号証)を作成した。

以上の認定事実によれば、被告会社代表者dは、訴外会社設立のころ、被告会社の従業員で訴外会社に出資しその株式を引き受けた者に対し、被告会社を退職する際には、被告会社において訴外会社の株式をその出資金額により買い受け、代金を支払うことを約束したものと認められる。

そうであるとすれば、被告会社は、原告 a 及び同 b に対して出資金各二〇〇万円を支払うべき義務があるものといわなければならない。

3 そこで、被告会社の抗弁について検討する。

被告会社は、まず、被告会社と原告a及び同bとの間の昭和五六年四月二一日の合意に基づき、訴外会社の株式を被告会社が買い取るにつき、原告a、同b及びeが株式買取りのための簿外資金を捻出し、かつ、右原告両名及びeが残務の整理を完了することが条件とされていたと主張する。

完了することが条件とされていたと主張する。 成立に争いのない乙第二号証によると、原告a、同b及びeと被告会社代表者dとは、昭和五六年四月二一日、右原告両名及びeの退職について合意書を作成したこと、石合意書には、「残務の整理」として、「右原告両名及びeと被告会社代表 者dの双方が担当者残務として将来にわたつて被告会社に対して不利益な事態を招 くと予想される残務を相互に指摘し合いこれを書面にし、個別に双方の協力を以つ てその整理を昭和五六年七月二〇日迄に完了する」との趣旨の記載があり、また 「株券の買戻し」として、「右原告両名、e及びpの保有する訴外会社の株券の買戻しは、過去に発生した田口三〇四万円を含め残五九六万円の帳簿外資金を右原告 両名及びeが捻出し、かつ、前記の「残務の整理」を完了した時点で一括して現金にて支払う。」との趣旨の記載があることが認められ、この認定に反する証拠はな い。右の記載によると、原告a及び同bに対する訴外会社の株式の買取りは、右原 告両名らにおいて「帳簿外資金」を捻出すること及び「残務の整理」を完了するこ とを条件としているものと認められる。しかし、ここにいう「帳簿外資金」の意味 は必ずしも明確ではないが、仮にそれが被告会社の会計帳簿に記載しない資金を意 味するとすれば、これを捻出することは違法行為であるから、そのような条件は無効である。そして、このような無効な条件が付された法律行為の効力について、法 律行為全体が無効となるのか、条件のみが無効となるのか(無条件の法律行為とな るのか)は、一つの問題ではあるが、本件においては、前記認定のように被告会社 の訴外会社株式の買取義務は、昭和五六年四月二一日の合意の以前から存在してい たのであり、右の合意により初めて発生したものではないから、条件のみが無効と なるものと解するのが相当である。次に、「残務の整理の完了」を条件とすること は違法ではないが、その意味内容が不明確であつて、条件とすることは無意味なも のといわなければならない。

よつて、被告会社のこの点についての抗弁は理由がない。

4 次に、被告会社の原告 a に対する相殺の抗弁については、退職金請求についての一の3で判断したとおり、被告会社が原告 a 個人に対し金三九八万円の支払請求権を有するものとは認められないから、この点についての抗弁も理由がない。5 よつて、被告会社の抗弁はすべて理由がないから、被告会社は、原告 a 及び同ちに対し訴外会社の株式出資金の買取代金として各金二〇〇万円及びこれに対する支払請求書到達の日であることが争いのない昭和五七年二月一二日の後である同年二月一六日から支払ずみに至るまで民事法定利率年五分の割合による遅延損害金の支払をすべき義務がある。

第二 昭和五八年(ワ)第六五三九号事件について

一 被告会社が不動産の売買仲介等を目的とする株式会社であること、原告 c が昭和五二年四月一日被告会社に入社し、昭和五七年一一月退職したこと、被告会社の就業規則及び退職手当金規程によると、従業員が二年以上勤務して退職した場合には退職時の給与の基本給の月額に勤続年数(一年未満の端数は切捨て)から一年を控除した年数に対応する数を乗じた金額の退職金を支払うこととされていたこと、原告 c の退職時の基本給は一か月金一〇万円であつたことは、いずれも当事者間に争いがない。

そうすると、原告 c の退職手当金規程による退職金の額は、金四〇万円となることは、計算上明らかである。

ニーマンで、被告会社の抗弁について判断するが、被告会社は、原告 c は懲戒解雇に準ずる理由で退職する場合に該当するから、退職手当金規程第七条第三項により

退職金を減額するのが相当であると主張する。

被告会社の退職手当金規程第七条第三項は「懲戒解雇に準ずる理由で退職する場合には、退職手当金規程第七条第三項は「懲戒解雇に準ずる正と、ここに登記できる。」と規定していることでいることができる。」と規定していあることがある退職を改進を表現ではではないがこれに近い理由がある。は、認識をの他の形式による退職とされた場合と解するのが相当であるが、このには場合の他の形式による退職とされた場合と解するのが相当であるが、このに対して退職を変更であるとができ、このには、退職の当時においてとおりである。原告によが問題とされたと認めることができ、このと認識の当時によると、原告とは合意により退職したものと認めることができれたことをする正とはできない。

よつて、被告会社の抗弁は理由がない。

三 そうすると、被告会社は、原告cに対して退職金として金四〇万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日であることが記録上明らかな昭和五八年五月一日から支払ずみに至るまで民事法定利率年五分の割合による遅延損害金を支払うべき義務がある。

第三 昭和五八年(ワ)第八三〇九号反訴事件について

被告会社は、原告 a は被告会社へ交付すべき売買代金三九八万円を原告 a の退職金一九八万円及び出資払戻請求権金二〇〇万円の弁済に充当するとして被告会社へ交付せず着服横領したところ、被告会社は原告 a に対して金二〇〇万円の出資金払戻義務を負つていないとして、原告 a に対して、右の金二〇〇万円の支払を求めている。しかし、第一の3において述べたとおり、右の金三九八万円は近代都市計画株式会社の被告会社に対する未払金にすぎず、被告会社が原告 a 個人に対し支払請求権を有するものとはいえないから、被告会社の反訴請求は理由がない。第四 むすび

よつて、昭和五七年(ワ)第一四六七五号事件における原告 a 及び同 b の被告会社に対する各請求並びに昭和五八年(ワ)第六五三九号事件における原告 c の被告会社に対する請求は、いずれも理由があるから認容し、昭和五八年(ワ)第八三〇九号反訴事件における被告会社の原告 a に対する反訴請求は、理由がないから棄却し、訴訟費用の負担につき民訴法八九条を、仮執行の宣言につき同法一九六条を、それぞれ適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 今井功)